

平成 26 年度包括外部監査結果報告書における指摘事項への措置状況について

平成 26 年度包括外部監査

監査のテーマ：市が出資する公益財団法人（8 法人）及び財政的援助を与えている公益社団法人（2 法人）の出納その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及び財政的援助等に係る所管課の事務の執行について

第 3 外部監査の結果

Ⅱ 各論

Ⅱ－3. 公益財団法人千葉市スポーツ振興財団、スポーツ振興課及び公園管理課に係る外部監査の結果

3. 業務委託または指定管理業務について

3－1. 千葉ポートアリーナに係る委託業務及び指定管理業務について

(3) 結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>② 指定管理について</p> <p>イ. 提案事項の重要な変更に関する協議について</p> <p>【スポーツ振興財団・スポーツ振興課】（報告書 P97）</p> <p>スポーツ振興財団では平成 23 年度から給与（役員報酬を含む）・諸手当を削減している。当該削減は、千葉ポートアリーナの指定管理業者の選定に当たり、経費の削減努力を示すために行われたものである。</p> <p>この点について、スポーツ振興財団は、平成 25 年度以降、税引後当期一般正味財産増減額の黒字を計上したことを理由として、その半分弱の額を給与・地域手当等の削減率の縮小の充当財源として活用している。</p> <p>しかし、スポーツ振興財団は、平成 27 年度までの指定管理者の選定において、経費の削減を主要な提案事項としていた。また、給与や諸手当の削減率の縮小により、指定管理業務に従事する職員の人件費が増大することになるため、翌年度以降の利益等の還元において影響がある。</p> <p>一方、スポーツ振興課においては、事業報告の中で給与・諸手当の復活を把握したということであったが、人件費総額が提案額を下回る実績となっていたため、提案どおりの実績・成果があったとして認識しており、特段問題視していないということであった。</p> <p>この点、スポーツ振興財団の業績が向上した場</p>	<p>提案事項の重要な変更に関する協議については、「指定管理者モニタリング・評価マニュアル」（平成 28 年 3 月業務改革推進課作成）に基づき、毎年、指定管理者が提出する事業計画書や収支予算書の内容と当初の提案書の内容に齟齬がないか、確認をすることとした。</p> <p>また、合理的な理由ということであっても、指定管理者が当初の提案書の内容を変更しようとする場合は、事業計画書等の提出と併せて、変更内容及びその理由を書面で提出するよう、指定管理者に求め、当該変更が合理的理由に基づくものであるかを確認し、事業計画書等を承認すべきか判断することとした。</p> <p>なお、提案書からの変更が大幅なものになるときは、年度評価の際に、選定評価委員会において説明することとした。</p>

合、それに貢献した役職員に対して還元を行うことは、合理的であり、役職員のモチベーションを高めるためにも必要と考えられる。また、役職員に支給する給与・諸手当は、給与規程等に反しない限りにおいて、スポーツ振興財団内部で決定すべき事項でもある。

しかし、スポーツ振興財団は、平成 27 年度までの指定管理者の選定において、経費の削減を主要な提案事項としており、翌年度以降の利益等の還元において影響があるのであるから、それらの削減率を縮小させる場合、所管課であるスポーツ振興課及び選定評価委員会に対して事前に相談等を行う必要があったものとする。

また、スポーツ振興課としては、スポーツ振興財団が選定評価委員会で提案した人件費削減の手法について、削減率の縮小という変更理由の合理性と原因分析の十分性等を所管課として真摯に検討すべきであったものと考えられる。そのためには、スポーツ振興財団においても削減の段階的復活の合理性に係る説得的なデータと理由を準備し所管課へ提出する必要があった。

今後、指定管理において選定評価委員会に対して提示した経営上の提案事項等について変更を行う場合、事前にスポーツ振興課及び選定評価委員会に当該事項の変更をその根拠とともに文書で提出し、必要に応じて適宜協議等されるよう検討されたい。